

第20回ＥＵ定期首脳協議
ブリュッセル、2011年5月28日
共同プレス声明付属文書

東日本大震災および福島第一原子力発電所事故を踏まえたＥＵ協力

既存の協力¹に基づき、ＥＵ首脳は、ＥＵが原子力安全、安全で持続可能なエネルギー供給及びその効率的利用、そして自然災害予防に関する協力活動を発展・拡大させる意志を有することを確認した。

共同の取組みの対象となる分野は、以下を含む。

A. 最高水準の原子力安全の国際的確保に向けた協力

1. 日本は、福島第一原子力発電所事故から得られた教訓の評価及び共有に関し、ＥＵ及び他の国際的パートナーとともに継続して取り組む意志を有する。

この取組みは以下を含む。

- ー事故原因の特定と事故現場における損害の評価。
- ー事故から得られた全ての教訓の共有。
- ーかかる事態の発生後、物品及び移動に関する対応を含めた科学的根拠に基づく政策的対応の確保。

2. ＥＵと日本は、事故の影響に関するモニタリングについて協力する。

日本政府は、放射性物質の放出により汚染された地域において、放射線モニタリングという不可欠の作業を継続する。ＥＵ及びＥＵ各加盟国は、必要に応じて日本を支援するために活用できる専門的知識及び特定の能力を有する。これには、以下のものが含まれる。

- ー特に汚染地域を原産地とする物品の放射線モニタリング。
- ー人の健康への影響の評価。
- ー海洋資源の管理、廃水の取扱い及び管理、食品の安全、並びに運輸を含むその他の放射線の影響の評価。

ＥＵと日本は、本件事故結果の評価に関する国際的な専門機関（例えば、国際原子力機関（IAEA）、OECD原子力機関（NEA）、世界保健機構（WHO）、及び原子放射線の影響に関する国連科学委員会（UNSCEAR）と緊密に協力していくことにコミットしている。

3. ＥＵと日本は、原子力安全及び緊急事態への準備・対処に関する国際的な指針及び適切な措置の促進に向けた取組みにおいて協力する。

¹ 研究及び原子力分野における二国間協定に基づく協力（例えば原子力エネルギーの平和利用における協力に関するヨーロッパ原子力共同体（ユーラトム）と日本政府の協定（2006年）及び科学技術協力に関するＥＣと日本政府の協定（2011年））を含む。

この取組みは以下を含む。

- IAEA や主要な各国規制当局を含む他の国際的パートナーとの緊密な協力。
- 既存の原子力施設を対象とした包括的なリスク及び安全評価の実施、及び他の諸国による同様の評価の奨励。
- (評価の) 結果及び改善措置に関する経験の共有。
- 他の諸国における評価の実施に関連する必要な支援の提供。

4. EUと日本は、原子力安全に関する研究及び開発における協力を強化する。

この取組みは以下を含む。

- ユーラトムと日本の既存の緊密な協力の推進。
- 原子力安全、深刻な事故、放射線保護、放射線生態学、危機管理、放射性物質及び核のリスク²、環境への影響評価、並びに研究者の移動の促進に関する個別のプログラムの相乗効果の追求。

EUと日本は、第四世代原子力システムに関する国際フォーラム（GIF）においても協力している。

5. EUと日本は、除染及び廃炉、並びにより一般的に事故後の対処に関する協力の可能性を検討する。

6. EUと日本は、他の諸国における放射性物質、核及び他のリスクの緩和に関する協力を強化する。

この取組みは以下を含む。

- 第三国における化学、生物、放射性物質、核（CBRN）のリスク、特に原子力及び放射線分野における事故的原因により生じるリスクに対応する組織的能力の向上。
- 特にEUのCBRN地域センター・イニシアティブ及び日本の核不拡散・核セキュリティ総合支援といった各々のプログラムの実施に関する情報の交換。

B. エネルギー分野における協力の活性化

1. EUと日本は、エネルギー政策に関する対話を強化する。

この取組みは以下を含む。

- 確実かつ安全で持続可能なエネルギーに向けた政策に関する経験及びベストプラクティスの交換。
- 関連する国際機関や国際的イニシアティブの枠組みにおける、エネルギー安全保障、再生可能エネルギー及びエネルギー効率の促進に関する相互のアプローチ及び立場に関する情報交換の深化。
- 長期計画及びエネルギー・ミックスに関する意見交換の可能性の追求。

2. EUと日本は、二国間及び多国間合意（ECD日科学技術協力協定を含む）を十分

² CBRN（化学、生物、放射性物質、核）リスク緩和に関するプログラムの枠組みの範囲内。

に活用し、研究における協力を促進する。

この取組みは以下を含む。

- －太陽電池、蓄電、二酸化炭素回収・貯留（C C S）に関する共同研究プロジェクト及び研究活動の実施の支援、ならびに、スマート・グリッド及び水素燃料電池に関する協力の支援。
- －研究者交流、経験、情報及び知見の交換の促進。
- －持続可能な低炭素技術の導入の加速化。
- －I T E R国際核融合エネルギー機構設立協定及び日ユーラトム間の幅広いアプローチ協定の枠内における協力の推進。

3. EUと日本は、新たな技術分野における国際的基準の設定に関する協力の可能性を追求する。

この取組みには、次世代自動車、スマート・グリッド及びI C Tの適用も通じた建築物のエネルギー効率向上を含む。

4. EUと日本は、グリーン経済、全ての経済分野における資源効率の促進、及び気候変動対策に関する国際的取組みを先導する。

この取組みは、エネルギー及び気候に関する統合された取組みの複合的利益を踏まえ、国連、G 8／G 2 0、クリーンエネルギーに関する閣僚会議（C E M）、経済協力開発機構（O E C D）といったフォーラム、さらにエネルギーと機構に関する主要経済国フォーラム（M E F）、国際エネルギー機関（I E A）、国際省エネルギー協力パートナーシップ（I P E E C）、国際再生可能エネルギー機関（I R E N A）における協力を含め、国内的及び国際的に緊密に協力することを含む。

C. 人道支援、緊急援助活動、災害への準備・予防に関する調整の改善と協力の強化

1. EUと日本は、人道支援政策及び緊急援助活動に関し協力する。

この取組みは以下を含む。

- －既存の政策対話及び協議メカニズムを活用し、EU日が協力し付加価値を付すことができる分野の特定。

2. EUと日本は、自然災害への準備・予防に関する意見交換を行う。

3. EUと日本は、その他の関連する分野における協力の深化の可能性を追求する。

この取組みは、大規模自然災害、活動地域の地質学的モニタリング、津波及び地震リスク、並びに早期警報に関する研究協力を含む。

4. EUと日本は、基準設定を改善することを視野に、建築物の構造設計コードに関する経験を共有する。